

平成29年度 第3回滋賀県立図書館協議会議事録

- 1 日時：平成30年（2018年）1月19日（金） 10:00～12:30
- 2 会場：県立図書館 大会議室
- 3 出席者：会長 山本昭和（学識経験者） ※（ ）内は選出分野
副会長 森川裕子（家庭教育）
委員 遠藤恵子（家庭教育）、大木文雄（公募）、
小笠原美和子（公募）、神部純一（社会教育）、
三田村悦子（社会教育）、安原千佳世（学校教育） ※五十音順
県教育委員会事務局生涯学習課
近藤淑恵（主幹）、高田裕文（主査）
県立図書館
國松完二（館長）、
岡田知巳（サービス課長）、村田恵美（調査協力課長心得）
事務局 中嶋修（副館長）、南都奈緒子（総務課司書）
傍聴者 0名

4 議題：

- 「（仮称）これからの滋賀県立図書館のあり方」について
- （1）進行状況・原案について
 - （2）各委員意見表明
 - （3）まとめ
 - （4）今後の予定について

<議事録（要約）>

1 開会・挨拶

館長：

委員の皆様には、年明けの忙しい時期にご参加いただき、お礼申し上げます。県立図書館の今後10年のあり方を今年度中に策定するために、協議会で継続的に検討いただいていた。前回の協議会では、「あり方」の概要に対してご意見をいただいた。今回は原案として文章でまとめたものを提示させていただく。限られた時間だが、策定までに議論いただく最後の場であるので、たくさんのご意見をいただき、参考にさせていただきたい。

2 議題「(仮称)これからの滋賀県立図書館のあり方」について

会長：

本日議論いただくのは、「(仮称)これからの滋賀県立図書館のあり方」原案について。まずは事務局から説明を受け、それについて委員の皆様にご意見をうかがう。

(1) 進行状況・原案について

会長：

前回の図書館協議会以降の「あり方」検討の進捗状況と、「あり方」原案の作成について、事務局から説明をお願いしたい。

サービス課長：

資料1は「あり方」の骨子案で、前回の協議会で検討いただいたもの。まず、これに基づいて資料2の概要版(目次や内容項目を1枚にまとめ、図示したもの)を作成した。その後、概要版に従って資料3の原案(「あり方」の本文)を作成した。

骨子案では、Ⅱ章 滋賀県立図書館の目指す図書館像を、「全ての県民の「知りたい」「学びたい」に応える図書館」、「自ら学び、考え、行動する県民の活動を支える情報拠点としての図書館」とし、そのための方向性として「市町立図書館と協働して、全県域的なネットワークを構築し、県内公共図書館の持つ資源(人・資料・情報)をつなぐことにより、県民な多彩な図書館サービスを提供する。」としていた。

これを、概要版では「図書館の普遍的な役割」と、「滋賀県立図書館が10年後に目指す姿」に分け、10年後の姿をより具体的に書いた。さらに、その後の協議で「図書館の普遍的な役割」の部分「策定の趣旨」の方に移すこととした。資料3の原案は、直前に行われた協議を受けて構成を変更したが、資料2の概要版には変更が反映されていない。主に資料3の原案についてご意見をいただきたい。(原案の構成は、次ページ以降の表のとおり)

会長：

策定までの予定はどのようなになっているか。

サービス課長：

今後は、本日いただいた意見を受けて修正した原案を、関係各所に報告しつつ適宜修正していく。今月は知事・副知事に、2月には県議会の文教・警察常任委員会に報告する。最終的な案を3月の常任委員会に報告し、3月下旬の定例教育委員会で承認されれば策定となる。

会長：

図書館協議会での審議は今日で最後となる。資料3の原案に沿って審議をお願いしたい。
欠席委員からご意見を預かっている。こちらも検討しながら進めていきたい。

「(仮称)これからの滋賀県立図書館のあり方」原案 目次および項目

I 策定の主旨

1 図書館の役割

★全ての県民の「知りたい」「学びたい」に応える図書館

★自ら学び、考え、行動する県民の活動を支える「知の拠点」としての図書館

2 県立図書館の開館から現在までのあゆみ

3 県立図書館を取り巻く現状と課題

4 策定の経緯

II 滋賀県立図書館が10年後に目指す姿

★県民は、どこに住んでいても、誰もが、県立図書館や市町立図書館を通じて、必要な資料・情報を迅速に受けることができる

★県民は、県立図書館から、より専門的な資料・情報・レファレンスを受けることができる

Ⅲ 目指す図書館像実現のために重点的に取り組むこと

1 全県民へ向けたサービスの実施

- ①市町立図書館支援を通じた県民への資料提供
- ②市町立図書館支援を通じた県民へのレファレンスサービス
- ③インターネット等を活用した情報提供サービス
- ④障害者や高齢者、外国人など、図書館利用に配慮の必要な人に向けたサービス
- ⑤立地を生かした知的創造の場の提供

2 県内各図書館の人・資料・情報をつなぐネットワークの整備・充実

- ①市町立図書館の運営に関する助言・情報提供等の充実
- ②図書館職員の資質向上のための体系的な研修
- ③新しい課題に対する市町立図書館との共同研究の実施
- ④市町立図書館への協力貸出しの迅速化
- ⑤電子書籍・データベース等の共同利用の仕組みづくり
- ⑥県外図書館、他館種の図書館との連携・協働

3 地域の課題解決に向けた情報提供・情報発信

- ①地域の課題解決支援
- ②県の関係機関との連携

4 子どもの読書の推進

- ①子どもの読書環境の整備
- ②子どもの読書活動に関わる人々への支援
- ③学校図書館の支援

5 図書館サービスについての発信・周知

- ①県内全域を対象とした、読書や図書館にかかわるイベントや広報活動の実施
- ②情報の発信

IV 図書館サービスを支えるための基盤整備

- 1 全県的な提供を考慮した図書資料等、蔵書の整備
 - ①幅広い視点に立った継続的な資料収集による蔵書の構築
 - ②滋賀資料・水資料の網羅的収集
 - ③地域的特性から求められる資料の積極的収集

- 2 ICTを活用した資料の作成・保存・発信
 - ①貴重資料のデジタル化、デジタルアーカイブの充実
 - ②滋賀県関係の新聞記事の索引化、データベースの充実
 - ③多様化する資料形態（電子書籍等）に対応した資料整備

- 3 将来の県民の利用に向けた資料の保存
 - ①県内の資料保存センターとしての役割
 - ②図書・雑誌の永年保存、新聞類の永年利用対策

- 4 司書の専門性向上

- 5 実施計画の策定について

(2) 各委員意見表明

会長：

まず全体に関わること、構成や表現方法などについて意見をうかがう。そのあと、個々の文章について審議していきたい。

(以下、各委員から出された意見の項目ごとまとめ。矢印は、意見に対する応答。)

●全般に関わること

- ・番号の振り方、記号の使い方が不統一。構造が分かりにくい。また、本文中にある行間や、重要事項に付した★（星印）の位置付けが分からない。整理すること。
- ・表題、見出し、キャッチフレーズはできる限り簡潔に分かりやすく、読みやすい言葉にすべき。本文の文章も、一般の県民に読んでもらうことを考えた表現、丁寧な説明を入れてほしい。また、誤解を与えるような表現は避けるべき。
- ・主語がない文章や、用語の不統一を修正すること。

- ・項目の次に来る短い文が、本文なのか、太字にし忘れたキャッチフレーズなのか、分からない箇所がある。体裁を統一すること（Ⅲ－１～Ⅲ－５）。
- ・概要版は、本文と同時に公表するのか？概要版なしに本文を読解することは難しい。ただし、概要版の文章にも分かりにくいところがある。
→事務局：概要版も公表する。
→会長：概要版を、本文の構造を示すものとして付けるなら、情報量を減らし、読みやすくしてほしい。
- ・全体の中で、Ⅳのウェイトが少ない。概要版でも、付け足しのように見える。今後10年間の考え方を示すものとして不足ではないか。特に、充実した蔵書こそ県立図書館の魅力だと思う。蔵書をどのように整備していくかという方針は、力を入れて書くべき。

●Ⅰ－１ 図書館の役割

- ・星印で強調している「図書館の役割」には、「全ての県民」と書かれている。一般的な図書館の役割、県立図書館の役割、または滋賀県立図書館の役割、どれを意味しているのか分かりにくい。見出しか本文を修正した方がよい。概要版では見出しを「図書館の普遍的な役割」としている。
→事務局：県立図書館の役割の一つに、市町の図書館支援がある。そのことを説明するために、滋賀県として、市町の図書館・県立図書館を含め、図書館というものが県民に対してどうあるべきかを示そうとした。平成20年（2008年）策定の「これからの滋賀の図書館のあり方（指針）」においても、そういった考え方を示している。「県民」という言葉で書いているが、普遍的というか、少なくとも滋賀県内の図書館全体で、住民に対してどういった役割をもっているかということ在意図している。
- ・「★自ら学び、考え、行動する県民の活動を支える「知の拠点」としての図書館」というフレーズについて、何かの活動をしている県民しか対象としないように感じる。「県民を支える」としてはどうか。また、「生涯学習の場」という言葉を入れてはどうか。
→会長：県民を支えるのか、それとも活動を支えるのか？
→事務局：活動を支えることに重点を置いている。活動の有無を問わず、資料提供により全ての県民を支えることは、一つ目の星印「★全ての県民の「知りたい」「学びたい」に答える図書館」というフレーズで表している。ここでは一歩進んで、活動している県民を支えたいという意図。
- ・「知の拠点」としての図書館についての説明が分かりにくい。図書館を「社会基盤」とあると書いているのは違うのでは？「場」でもよいのでは？ここで言いたいのは、これからの図書館は単なる資料提供だけでなく、地域づくり・地域課題に取り組む人たちに必要な資料を提供することを通して支援するということ。県民にとって図書館は、そこに来ているいろいろな資料に接しながら、課題を解決するヒントやきっかけを得る場ではないのか。

→会長：「場」とするよりは、「機関」などとしてはどうか。適切な表現について、事務局で検討してほしい。

●I-2 滋賀県立図書館の開館から現在までのあゆみ

- ・県内市町立図書館の状況については、現在19の市町すべてに48の図書館が設置されているということしか書かれていない。県民一人当たりの貸出し冊数が全国トップクラスであることなど、実績も書いてはどうか。

→事務局：当初は書いていたが、指摘を受け削除した。

→会長：過去の実績を自慢するためにはなく、全国の中での滋賀県の位置づけを県民に知ってもらうために、客観的に書いた方がよい。

●I-3 県立図書館を取り巻く現状と課題

- ・「県立図書館の資源の全県的な活用とサービスの周知が課題」と書かれているが、課題に対する対策がずっと後の方（Ⅲ-1、Ⅲ-2、Ⅲ-5）まで出てこないため、分かりにくい。

→事務局：Ⅱにも、Ⅲで書く内容の予告として少し触れている。

●Ⅱ 滋賀県立図書館が10年後に目指す姿

★県民は、どこに住んでいても、誰もが、県立図書館や市町立図書館を通じて、必要な資料・情報を迅速に受けることができる

- ・「県立図書館や市町立図書館を通じて」という部分は必要か？削除しても意味は通じるのではないか。「県立図書館あるいは市町立図書館を通じて」、またはシンプルに「図書館を通じて」としてもよいのではないか。「県立図書館」を入れると、本文で、県民が資料を受け取るのは主に市町の図書館で、県立図書館は市町を支えることが役割だと書いていることと、矛盾しないか。

→事務局：当初は、地理的に遠い県民に対しても、身近な市町の図書館を通じて県立図書館の本を利用できるということを書いており、「県立図書館」という言葉は入っていなかった。関係各所との協議の中で、県立図書館が県民に対して直接貸し出しをしないような誤解を与えかねないという意見を受け、見出しに「県立図書館」という言葉を付け足した。県立図書館の本は、多くの県民にとっては市町の図書館を通して利用していただくものと思うが、もちろん県立図書館に直接来館し、借りていただくこともできるため。

→委員：県民が読むことを考えて、口ずさめるくらい分かりやすい文章にした方がよい。例えば、「県民はどこに住んでいても、誰でも、いつでも」のようなやさしい言葉ではどうか。

- ・図書館の役割分担について、「県民に対して基本的な図書館サービスを提供するのは、市町立図書館の役割です。これに対し県内図書館の持つ資源（人、資料、情報）をつなぐ全県的な図書館サービスのネットワークを構築し市町立図書館を支援することが、県立図書館の基本的な役割です。」と書いている。県立図書館は基本的な図書館サービスをしないような誤解を与える。「主に」などの言葉を入れてはどうか。また、「基本的な図書館サービス」とはどういうことか、分かりにくい。

★県民は、県立図書館から、より専門的な資料・情報・レファレンスを受けることができる

- ・「県民は、県立図書館から、専門的な資料・情報・レファレンスサービスを受けることができる」と修正してはどうか。

●Ⅲ－１－④ 障害者や高齢者、外国人など、図書館利用に配慮の必要な人に向けたサービス

- ・見出しが長すぎる。見出しを「ユニバーサルレファレンスサービスを実施する」などとして、本文でその内容を説明してはどうか。

●Ⅲ－１－⑤ 立地を生かした知的創造の場の提供

- ・「周辺施設と連携を進めながら司書が読書案内やレファレンスサービスを通じて、「知的創造の場」を提供します。」として、この部分にだけ、本文に「司書」という主語が出てくる。あえて司書と書く必要はないのではないか。または、必要があるならば、この部分以外にも入れるべきではないか。

→事務局：館全体で取り組むことではあるが、司書の専門職の働きを強調するために「司書が」と入れた。ほかの部分にも、可能な限り入れるようにしたい。

●Ⅲ－４ 子どもの読書の推進

- ・見出しを、「子どもの読書活動の推進」とすべき。文部科学省などでも「子どもの読書活動」としている。
- ・文部科学省の「学校図書館ガイドライン」（平成28年策定）を取り上げるべき。学校図書館と公共図書館等が連携・協力すべきことが書かれているため。
- ・「滋賀県子ども読書活動推進計画」に触れている部分が少ない。Ⅰ－２などでも触れてはどうか。

→事務局：以前、Ⅰ－３に書いていたが、分量の関係で削った。復活させたい。

- ・学校図書館の支援について、小中学校が対象であるような印象を受ける。いろいろな校種の学校を支援することを強く書いてほしい。

●Ⅲ－５ 図書館サービスについての発信・周知

- ・見出しを、「図書館サービスについての情報発信・周知」とすべき。

●Ⅳ－１－① 幅広い視点に立った継続的な資料収集による蔵書の構築

- ・県立図書館の蔵書について、「自館だけでなく、県内全体の将来的な利用を考慮した蔵書の構築」、「高額な専門図書や、利用が少ない分野の資料など、市町立図書館が購入できないような資料を収集・提供する」というだけで、本当によいのか？あっさりしすぎていないか？

●Ⅳ－４ 司書の専門性向上

- ・ここで書いているのは、県立図書館の司書のことか？

→事務局：その通り。Ⅲ－２－②で書いている「図書館職員の資質向上のための体系的な研修」は、市町の図書館職員を含む。

- ・専門性・資質の向上だけでなく、人員確保・適正配置のことも書いた方がよい。知の拠点であり続けるためには、質だけでなく司書の数がなければ機能しない。
- ・「県立図書館の職員として何ができるのか、常に意識しながら自己研鑽に努めていきます」というだけでは、具体性がない。具体的な研修内容を書いてはどうか。

●Ⅳ－５ 実施計画の策定について

- ・変化の激しい時代にあって、10年間のあり方を示すというのは期間が長すぎないか。せめて5年くらいが適切ではないか。

→事務局：5年くらいの期間だと、予算の裏付けがなければ計画として成立しない。「あり方」は今後10年間の方向性だけを示し、具体的な実施計画は現状に合わせて見直していくことを考えている。基盤整備に具体的なことを書いていないのは、予算的な裏付けがないため。もちろん、電子書籍の普及状況など、10年先がどうなっているか分からないサービスもある。具体的なことは、別途実施計画に書いて取り組んでいく予定。

(3) まとめ

会長：

以上、各委員から指摘のあった点について、県立図書館において検討・修正のこと。最後に、事務局から今後の予定について説明をお願いします。

(4) 今後の予定について

事務局：

今年度の協議会は、本日が最後となる。「あり方」については、このあと知事・副知事との協議、県議会への報告・意見聴取を経て、最終的には教育委員会に報告し、承認を受けて策定となる。当初の予定よりも日が延びてしまったが、今年度内の策定としたい。策定結果は、各委員に書面でお知らせをさせていただく。

3 閉会

事務局：

これにて本日の協議会は終了とさせていただく。次回の協議会は、次年度6月頃の開催としたいと考えている。次回についてもご協力をお願いしたい。会長、副会長や委員の皆様には長時間にわたる審議をいただき、お礼申し上げます。